

環境社会配慮ガイドライン改定版概要（2024年7月改定）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

総務部

環境社会配慮審査役 内場茂之

2024年7月

- 環境と社会に配慮した業務運営を確実にいき、公的機関としての社会的責任を果たしていくため、事業全般を対象にした「環境社会配慮ガイドライン」を2008年1月に策定（2014年7月に改定）。METIからの受託事業「円借款・民活インフラ案件形成等調査」において活用。
- 2015年に国連が提唱した「持続可能な開発目標（SDGs）」推進などの国際社会の動きを踏まえ、現下の情勢に応じた環境社会配慮を推進するため、2022年7月にガイドライン改定の検討に着手。

（2024年6月時点）

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会 委員一覧		就任時期
原科 幸彦	千葉商科大学学長（東京工業大学名誉教授） * 委員長	2008年
塩田 正純	元工学院大学教授	2012年
村山 武彦※	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授	2008年
柳 憲一郎※	明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員	2008年
源氏田 尚子※	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）フェロー	2022年
田辺 有輝※	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事	2014年
松本 悟	法政大学国際文化学部教授（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ顧問）	2008年
高梨 寿※	一般社団法人 海外コンサルタント協会前専務理事	2008年
宮崎 章	一般社団法人 産業環境管理協会参与	2008年
小島 岳晴	独立行政法人国際協力機構 企画部参事役（就任時は審査部 環境社会配慮監理課課長）	2022年

※印は、ガイドライン改定WGメンバー

- ガイドライン改定に伴い、諮問委員の改定にかかる意見（55件）を取りまとめると共に、諮問委員5名で構成されるガイドライン改定WGを諮問委員会の下に設置。2023年12月までにWG9回、諮問委員会4回において検討後、パブリックコメントを実施し一般の意見（4名から50件）を反映した上で、2024年3月の諮問委員会において改定案は了承された。

2022年

7月	諮問委員への改定にかかる意見依頼
9月	意見取りまとめ（55件の意見あり）
12月5日	第23回諮問委員会
12月19日	第24回諮問委員会 ※WG設置決定
12月26日	第1回ガイドライン改定WG 以降、2023年7月までにWGを9回開催

2023年

6月2日	原科委員長へのWG開催報告
6月～7月	関係機関との調整など
7月24日	第9回ガイドライン改定WG
8月28日	第25回諮問委員会
11月24日	第26回諮問委員会
12月4日	パブリックコメント実施 （～12月28日）

2024年

3月15日	第27回諮問委員会 ※改定案了承
-------	-------------------------

❖ 検討開始時に諮問委員より示された検討課題

1. 世界の環境社会配慮の新たな潮流を盛り込む（SDGs、気候変動、ビジネスと人権など）
2. 現在ジェトロが実施する事業の環境や社会への影響について確認する
3. 個別事業に対する環境社会配慮の実施フローは、現在の事業内容を踏まえ見直す
4. ガイドラインの内容は、第6期中期計画との整合性を図る
5. 環境社会配慮の取り組みにかかる情報発信

❖ パブリックコメントで寄せられた主な意見内容

1. ジェトロのリスクベースでの取り組みへの評価
2. 環境配慮だけではなくビジネスと人権などの社会配慮の取組推進
3. ジェトロの取組にかかる一層の情報発信・情報公開

- 旧ガイドラインは3部構成、改定版ガイドラインにおいても全体構成は現行を維持
- 旧ガイドラインは、METIからの受託事業「円借款・民活インフラ案件形成等調査」を対象として（主にダム・道路・空港建設、港湾再開発、電力事業などの大規模開発プロジェクト）、**同調査終了時に実施主体が調査後に案件を具体化するにあたり、諮問委員会が環境社会配慮について助言することを目的とした構成。**

❖ 全体構成

第Ⅰ部 基本的事項

世界の環境環境社会配慮の潮流、環境社会配慮諮問委員会の設置、外部からの意見への対応方法など

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

環境社会配慮への取り組み方針、企業・他機関の環境社会配慮の取組支援など

第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

第Ⅱ部に記載されている環境社会配慮の実施手続き、情報公開など

別紙

- ジェトロ事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等
- 事業申請書記載事項、事業報告書記載事項

「円借款・民活インフラ案件形成等調査」案件例

- インド・ベンガルルーチェンナイ高速道路建設事業調査
- インドネシア・スダダ海峡大橋・地域開発計画調査
- ベトナム・ランドン省における水力発電開発プロジェクト調査
- ミャンマー・ヤンゴン市上下水道改善基礎調査
- ペルー・タクナ州地熱開発事業調査
- ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査
- カザフスタン・アルマトイ廃棄物発電代替エネルギー供給事業調査
- モロッコ・リン鉱石鉄道輸送力増強に関する調査
- モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造案件調査
- モンゴル・ウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査

❖ 今回のガイドライン改定の主なポイント

1. 世界の環境社会配慮の新たな潮流のアップデート（SDGs、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESGなど）
2. 現在のジェトロ事業においては、「海外インフラ展開支援事業」の案件具体化事業は環境や社会に望ましくない影響を及ぼすリスクがあるとの諮問委員会の指摘を踏まえ、新たに環境社会配慮の実施方法を定める。
3. ジェトロ事業を環境や社会への影響に基づき、**3つにカテゴリ分類し、各分類に応じた取組を行う。**

・カテゴリA:

ジェトロが案件の具体化支援（実行可能性検証を含む）を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響が大きいもの。

⇒実施主体は、**事業の実施前に諮問委員会分科会の助言を受け、調査終了時にも必要に応じて助言を得る。**

・カテゴリB:

カテゴリAと同様の事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響がカテゴリAの事業に比して小さいもの。

⇒実施主体は、**事業の実施前にジェトロの助言を受け、調査終了時にも必要に応じて助言を得る。**

※但し、必要に応じて諮問委員会からの助言も受けることがある。

※カテゴリA及びBの対象は、現在のジェトロ事業の中で「海外インフラ展開支援事業」案件具体化事業のみ

・カテゴリC:

ジェトロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリA及びBに属さない環境社会関連事業・取組全般

⇒ジェトロは、諮問委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

※**カテゴリCの対象は、環境社会関連の商談会・ミッション派遣・情報発信事業、ビジネスと人権への取り組みなど**

＜カテゴリ分類方法＞

諮問委員会の下に、諮問委員会委員長により指名された諮問委員で構成される「分科会」を新たに設置し、分科会の意見を踏まえカテゴリ分類する。

4. 第6期中期計画との整合性

第6期中期計画には「環境社会配慮ガイドライン」の遵守について記載あり。ガイドラインにおいても、第6期中期計画の記載内容を引用し、環境社会配慮の取組推進を確認。

5. 情報公開

環境社会配慮の実施結果について、原則、情報公開する。また、取り組みをホームページに掲載する。

海外インフラ展開支援事業

日本企業・団体による海外でのインフラ市場への進出支援のため、ミッション派遣、案件具体化（案件形成調査）事業などを支援。

＜概要＞

- ・案件具体化（案件形成調査）事業 上限1,200万円
- ・公募により案件募集。外部委員で構成される監理委員会が審査し、採択を決定。
- ・2019年度及び2020年度に案件具体化事業9件採択
※2021年～2023年度はコロナのため公募なし。
- ・2024年度の公募案件から**環境社会配慮ガイドラインの適用を開始**する。

＜過去の採択案件＞

- ・使用済自動車の解体技術や一元管理システムの導入によるリサイクルシステム（**廃棄物**）
- ・地下鉄車両の省電力化（**鉄道**）
- ・超高温の発酵処理装置を用いた有機廃棄物の堆肥化（**廃棄物**）
- ・ペレット成型によるバイオマス燃料化（**廃棄物・エネルギー**）

	主な改定ポイント	改定版	改定前
Ⅰ部	世界の環境社会配慮の潮流	持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG投資など	ODA援助機関の環境社会配慮ガイドライン策定、企業による環境保護の積極的取組など
	中期計画の記載の引用	第6期中期計画	第3期中期計画
	分科会の設置	あり	なし
Ⅱ部	カテゴリ分類	あり ジェトロ事業を環境や社会への影響に応じて3つのカテゴリに分類し、各カテゴリに定められた取り組みを実施	なし －
Ⅲ部	助言のタイミング	2回（事業の実施前と終了時）	1回（事業の実施後）
	諮問委員会の助言対象事業	カテゴリA、Bに分類されたジェトロ事業全体	METIから受託している案件形成調査事業のみ
	情報公開	実施結果について、原則、情報公開する	最終報告書とその要約を原則、公開する
別紙	事業上のリスクの参照基準となる国際ガイドライン	IFCパフォーマンススタンダード	なし
	ビジネスと人権の指導原則	あり	なし
	案件のスクリーニング様式	あり	なし

❖ 第Ⅰ部 基本的事項

	新ガイドライン(今回の改定版)	旧ガイドライン(2014年改定版)
環境社会配慮を取り巻く環境	グローバル化の進展に伴い国際社会の相互依存は深まり、一国だけでは解決しえない地球規模の問題が顕在化している。環境問題の分野では、気候変動、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林破壊、生物多様性減少等の地球規模の問題は深刻化しており、環境社会配慮の必要性は高まるとともに、地球環境の保全と持続可能な発展のための国際協力の重要性が認識されている。 持続可能な開発目標、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG投資など現下の世界の環境社会配慮を取り巻く動向について記載。その上で、通商政策に沿って、世界との繋がりを強化し、その活力を取り込み、我が国の成長力の強化並びに国民生活の質の向上に寄与すると共に、持続可能な発展に貢献していくことは公的機関としてのジェトロの責務である。	先進諸国がその高度成長期に経験した産業型公害だけでなく、生活型・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、先進国と途上国双方にとっての共通課題になってきた。地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が顕著となり、持続可能な開発のための国際協力の重要性が普遍的に認識されている。 ODA事業においては援助機関が環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を実施、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が国際ルールとして定着、企業による環境保護への積極的取り組みなどについて記載。官民連携のもとに、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することは、公的機関としてのジェトロの責務である。
中期計画の記載内容の引用	第6期中期計画(2023年～2026年度)において、「 自ら制定した環境社会配慮ガイドラインの基本理念に則り、ガイドラインに定められた具体的な責任と手続きに基づき、環境と社会に配慮した業務運営を適切に行い、公的機関としての社会的責任を果たす 」と明記されていることを引用。	第3期中期計画(2011年～2014年度)において、「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記されていることを引用。
環境社会配慮諮問委員会の下に分科会の設置	カテゴリ分類及び個別案件に助言を行うにあたり、「環境社会配慮諮問委員会」の下に、諮問委員会委員長により指名された 諮問委員で構成される「分科会」 を設置する。	分科会なし

❖ 第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

	新ガイドライン(今回の改定版)	旧ガイドライン(2014年改定版)
ジェトロ事業のカテゴリ分類の有無	あり	なし
事業のカテゴリ分類及びその対応	ジェトロが事業主体として実施する貿易・投資促進事業について、その環境や社会への影響の程度に応じて、ジェトロ事業をA、B、Cに3分類し、各カテゴリに定められた環境社会配慮を実施する。 ＜カテゴリ分類・取組＞ ①カテゴリA: ジェトロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響が大きいと考えられるもの。 ⇒実施主体は、諮問委員会分科会の助言を踏まえ、環境社会配慮を実施する。 ②カテゴリB: ジェトロが案件の具体化支援(実証可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響がカテゴリAの事業に比して小さいもの。 ⇒実施主体は、ジェトロの助言を踏まえ、環境社会配慮を実施する。 ③カテゴリC: カテゴリA及びBに属さない環境社会関連事業・取組全般 ⇒ジェトロは、諮問委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。 ＜分類方法＞ 諮問委員会委員長により指名された諮問委員で構成される分科会の意見を踏まえ、カテゴリ分類する。	ジェトロの各事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。

❖ 第Ⅲ部 個別事業に対する環境社会配慮の実施方法

	新ガイドライン(今回の改定版)	旧ガイドライン(2014年改定版)
個別事業への助言のタイミング	事業開始前及び事業実施後の2回	事業実施後のみ1回
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類されたジェトロ事業	経済産業省から受託している案件形成調査事業

❖ 別紙1～4

別添1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスク判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど		
参照基準となる国際的ガイドライン	IFCパフォーマンス基準 ・ジェトロは民間企業を支援対象としているため、世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が融資の際に貸出基準として制定した環境・社会ガイドラインであるIFCパフォーマンス・スタンダードに基づき、ジェトロ事業において想定されるリスクを整理。 ・その結果、⑤気候変動、⑦先住民の権利、尊厳及び文化保護、⑩文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配の3項目を追加。	なし
国連ビジネスと人権に関する指導原則	あり(リスク判断の参考となるガイドラインとして新たに追加)	なし
別紙2 申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領		
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類されたジェトロ事業全体	経済産業省から受託している案件形成調査事業
別紙3 スクリーニング様式		
事業のスクリーニング基準の有無	あり ※JICA、JBICの環境社会配慮ガイドラインを参考として新規に作成。	なし
別紙4 事業報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領		
助言対象事業	カテゴリA及びBに分類されたジェトロ事業	経済産業省から受託している案件形成調査事業

❖ 別添1 貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスク判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど

貿易・投資促進事業において想定し得る環境や人権へのリスクの判断に参考となる国際条約・協定、ガイドラインなど						
想定されるリスク	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」	OECD多国籍企業ガイドライン	多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO)	国際条約や協定など
①事務所・工場建設にあたっての環境社会影響評価の不実施	○	○	○	○	○	
②結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の撤廃、安全で健康的な労働環境に対する侵害	○	○	○	○	○	国際人権規約、ILO中核的労働条約
③最低賃金等の現地法及び国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害	○	○	○	○	○	国際人権規約、ILO労働条約
④危険かつ非衛生的な職場での雇用	○	○	○	○	○	
⑤気候変動	○	○	○	○		パリ協定
⑥事務所・工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	○	○	○	○	○	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
⑦危険・有害物質の使用	○	○	○	○	○	ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
⑧有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	○	○	○	○	○	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
⑨有害廃棄物の輸出入	○	○	○	○	○	バーゼル条約
⑩製品使用後の有害廃棄物発生	○	○	○	○	○	EU-WEEE指令
⑪地域住民との自然資源利用の競合	○	○	○	○		
⑫災害や事故・緊急時の対応の不徹底	○		○	○	○	
⑬汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	○	○	○	○		OECD外国公務員贈賄防止条約
⑭用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生	○	○	○	○		
⑮森林違法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、外来種の偶発的な移入	○	○	○	○		生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
⑯バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	○	○	○	○	○	カルタヘナ議定書
⑰先住民の権利、尊厳及び文化保護	○		○	○		
⑱文化遺産の保護及び文化遺産による便益の公平な分配	○		○	○		
⑲市民及び労働者に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等			○	○	○	オーフス条約

※本内容は事業内容などを考慮して随時更新予定